

様

埼玉県知事 大野 元 裕



令和3年5月14日付けで開示請求のあった公文書（開示請求のうち（2）に係るもの）については、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示しない 公文書の名称	平成26年頃の都道府県法務協議会資料
開示しない 理由	当該公文書を保有していないため。
担当課所	総務部文書課政策法務担当 電話番号 048-830-2535
備考	開示請求に係る公文書を保有していないときも、公文書不開示決定の処分となります。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。